

令和4年度あきる野市障害福祉サービス事業者等指導監査結果

令和4年度に障害福祉サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	障がい者相談支援センターいまここ	計画相談支援	令和4年5月19日
2	障がい者相談支援センターいまここ	障害児相談支援	令和4年5月19日
3	るわん相談室	計画相談支援	令和4年6月8日
4	株式会社ひまわり	居宅介護	令和4年6月23日
5	株式会社ひまわり	重度訪問介護	令和4年6月23日
6	株式会社ひまわり	計画相談支援	令和4年6月24日
7	株式会社ひまわり	障害児相談支援	令和4年6月24日
8	おむすびネット	居宅介護	令和4年7月6日
9	おむすびネット	重度訪問介護	令和4年7月6日
10	社協ケアセンター	居宅介護	令和4年7月15日
11	社協ケアセンター	重度訪問介護	令和4年7月15日
12	アースサポートあきる野	居宅介護	令和4年8月2日
13	アースサポートあきる野	重度訪問介護	令和4年8月2日
14	グループホームのぞみ	共同生活介護	令和4年8月29日
15	グループホームひかり	共同生活介護	令和4年9月15日
16	ケアホームはな花	共同生活介護	令和4年9月29日
17	グループホームラフ館谷	共同生活介護	令和4年10月13日
18	わたぼうし	共同生活介護	令和4年10月31日
19	放課後等デイサービス一歩	放課後等デイサービス	令和4年11月10日
20	みらいクラブ	放課後等デイサービス	令和4年11月24日
21	子笑	放課後等デイサービス	令和4年12月12日
22	ほめてこ あきる野教室	児童発達支援	令和5年1月13日
23	ほめてこ あきる野教室	放課後等デイサービス	令和5年1月13日
24	こーゆうハウス	就労継続支援B型	令和5年1月30日
25	放課後等デイサービス悠友キッズ あきる野	放課後等デイサービス	令和5年2月21日
26	秋川虹の家	就労継続支援B型	令和5年3月8日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営	20	81
サービス	11	87
会計	2	0
合計	33	168

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
勤務体制の確保等	・勤務表に必要事項（従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を記載すること	16	厚労令第 28 号第 20 条 厚労令第 29 号第 20 条
	・従業者の資質向上のための研修を実施し、記録すること	13	都条例第 155 号第 12 条、第 43 条、第 188 条、第 197 条
	・セクハラ・パワハラ等防止のための措置を講じること	6	都条例第 139 号第 14 条、第 76 条
虐待の防止	虐待防止等のための必要な体制（運営規程への定め、虐待防止委員会の設置及び開催、従業者に対する研修の実施、虐待防止責任者の選定、虐待防止チェックリストの実施等）を整備すること	14	虐待防止法第 15 条 都条例第 155 号第 3 条第 3 項、第 40 条の 2、第 43 条、第 188 条、第 199 条 都条例第 139 号第 3 条第 4 項、第 43 条、第 76 条
身体的拘束等の禁止	身体的拘束等の禁止のための必要な体制（身体的拘束等の適正化のための指針の整備、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び開催、従業者に対する研修の実施等）を整備すること	9	都条例第 155 号第 35 条の 2、第 43 条、第 188 条、第 199 条 都条例第 139 号第 42 条、第 76 条
内容及び手続の説明及び同意	・重要事項説明書に必要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）を記載すること ・重要事項説明書と運営規程等で内容（通常の事業の実施地域や職員数等）に相違が見られたので整合を図ること	20	厚労令第 28 号第 5 条 厚労令第 29 号第 5 条 都条例第 155 号第 13 条、第 43 条、第 188 条、第 199 条 都条例第 139 号第 16 条、第 76 条
個別支援計画、サービス等（障害児支援）利用計画	・アセスメント及びモニタリングに当たっては、利用者に面接して実施し、その内容を記録すること（相談支援事業者については、利用者の居宅等を訪問し、生活環境を把握すること）	17	厚労令第 28 号第 15 条 厚労令第 29 号第 15 条 都条例第 155 号第 10 条、第 43 条、第 188 条、第 199 条
	・個別支援計画の内容を利用者等に説明し、同意を得て、交付したことを記録すること	10	都条例第 139 号第 12 条、第 76 条

※全ての指摘事項は既に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「都条例第 155 号」：東京都障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 155 号）

「都条例第 139 号」：東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営基準に関する条例（平成 24 年 12 月 13 日東京都条例第 139 号）

「厚労令第 28 号」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）

「厚労令第 29 号」：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

「虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）